

令和３年度青森県特別保証融資制度一覧表

資金名	融資対象	融資限度額	融資利率	融資期間 (うち据置期間)
「選ばれる青森」への 挑戦資金	県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの		【固定利率】	
	(1) 県内で創業する（創業後５年未満を含む。）事業 (2) 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業 (3) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組 （空き店舗活用チャレンジ融資） (4) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業 (5) 新分野進出を図る取組 (6) 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組	(１)～（６） 各１億円	１．１％ ※(1)について、 若者、女性、シニア、 ＵＩＪターンの創業 ０．９％	運転１０年以内 （２年以内） 設備１５年以内 （３年以内） ※(14)③・④・ ⑤は運転・設備 とも １０年以内 （１年以内）
（再生可能エネルギー 発電設備導入関連）	(7) 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業 （エネルギー対策保証によるもの） (8) 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業 （エネルギー対策保証以外の保証によるもの）	(7) ２億円 (8) ２．８億円	※(1)について、 各市町村が設置する 創業相談窓口の利用が 確認できる者 １．０％	
（雇用創出枠）	(9) 常時使用する従業員２人（新規学卒者の雇用など一定の要件に 該当する場合１人）以上の雇用創出を伴う事業	(９)～（１３） 各１億円	※(1)～(8)について、 雇用条件も満たす場合 ０．９％又は０．７％	
	(10) 生産性向上を図る事業		※(1)～(13)について、 三者連携協定に基づく 融資を受けるもの １．０％	
	(11) 働き方改革を推進する取組			
	(12) ＡＩ・ＩｏＴ等を活用し経営革新等を図る取組			
	(13) ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に資する取組	①～④合計で１億円 ⑤は①～④とは別 枠で１億円	金融機関所定利率から ０．８％引き下げた率 （下限１．６％） (注1) 経営力向上割引の 利用可能 (この場合下限１．１％)	
	(14) 事業承継枠 ①事業資産の譲渡等による承継 ②事業承継計画作成・計画実行 ③事業承継特別保証を利用したもの ④事業承継特別保証を利用し、かつ、経営者保証コーディネー ターによる確認を受けたもの ⑤経営承継借換関連保証を利用したもの			
	(15) 金融機関提案枠	１億円	上限１．１％	
※融資限度額は、(1)～(15)はそれぞれ別枠、(14)①～④は合計で１億円				
経営安定化サポート資 金	原則として県内で１年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、 次のいずれかに該当するもの（(3)は創業後１年未満のものを含む）		【固定利率】	
(1) 連鎖倒産枠	倒産した企業に対し売掛債権等を有しているもの若しくは倒産した 企業との取引依存度が１０％以上であるもの	３千万円 (運転資金のみ)	金融機関所定利率から ０．８％引き下げた率 （下限１．６％） (注1) 経営力向上割引の 利用可能 (この場合下限１．１％)	１０年以内 （２年以内）
(2) 経営安定枠	①最近３か月の売上高等が過去３か年のいずれかの年の同時期 と比較して１０％以上減少しているもの ②売掛債権の回収長期化（又は回収不能）、又はその他の事由に より経営の安定に支障を生じているもの ③原油価格の上昇により事業活動に影響を受けている中小企業 者で、売上減少等一定の要件に該当するもの	４千万円 (運転資金のみ)		
(3) 災害枠	別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの	３千万円	３年以内：０．９％ ３年超：１．１％	運転・設備とも １０年以内 （２年以内）
(4) 事業再生枠	法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導のもと事 業再生を図るもの	３千万円	金融機関所定利率 (注1) 経営力向上割引の 利用可能	運転・設備とも １０年以内 （２年以内）
以下の①・②は令和３年３月３１日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、令和３年５月３１日までに融資実行するものが対象。				
①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けているもので、セーフティ ネット保証４号、５号、危機関連保証のいずれかの認定を受けたもの （新型コロナウイルス感染症対応資金）		６千万円	０．９％ (令和２年１月２８日以前に貸付実行され た借入金の借換に限り、金融機関所定 利率から０．８％引き下げた率） （下限１．４％、上限１．９％）	運転・設備とも １０年以内 （５年以内）
②新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている小・中規模事業者で、 セーフティネット保証５号の認定を受けたもので、売上高等の減少率が１５％未満 のもの（青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金）		６千万円	０．９％	
※融資限度額は、(1)～(4)はそれぞれ別枠。				
事業活動応援資金	県内に事業所を有する中小企業者で次のいずれかに該当するもの		【変動利率】 (注2)	
(1) 事業活動枠	事業活動に必要な資金の調達を図るもの	１億円	金融機関所定利率から ０．３％引き下げた率 （上限２．０％） (注1) 経営力向上割引の 利用可能	運転１０年以内 （２年以内） 設備１５年以内 （３年以内）
(2) 流動資産担保枠	県内で原則１年以上同一事業を営む中小企業者で、取引先事業者に 対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの （棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）	３千万円		１年間 個別保証の場合は １年以内
(3) 再チャレンジ枠	廃業歴等があるもので、起業に再チャレンジするもの （信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当 する場合に限る。）	１千万円		運転５年以内 （１年以内） 設備１０年以内 （２年以内）
※融資限度額は、(1)～(3)はそれぞれ別枠。				
経営力強化対策資金 (借換制度)	原則として県内で１年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、 次のいずれにも該当するもの ①青森県特別保証融資制度に係る借入金残高を有し、経営の改善に 向けて当該借入金の借換えを必要とするもの （資金使途には、県融資制度以外の県信用保証協会の保証を受け ている借入金の借換え及びニューマネーの上乗せを含みます。） ②金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、 自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗報告を行うもの	８千万円	【固定利率】 金融機関所定利率から １．３％引き下げた率 （下限１．１％）	１０年以内 （１年以内）

（注1）【経営力向上割引】四半期毎に試算表及び資金繰り表を取扱金融機関に提出することを条件として融資利率から０．５％割引する制度。

（注2）【変動利率】融資実行後に、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合は、その変動幅を変動させるものとする。

○ 融資利率とは別に、県信用保証協会に対する信用保証料が必要となります。

★ 県及び市町村において、青森県特別保証融資制度の利用者に対する保証料補助等の支援策を実施しております。

（詳しくは、県ＨＰまたは各資金のチラシをご覧ください。）

青森県特別保証融資制度について

■青森県特別保証融資制度について

青森県特別保証融資制度は、県が貸付原資の一部を取扱金融機関に預託し、これに取扱金融機関が自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業者の方に融資が行われる仕組みとなっています。県が預託することにより、取扱金融機関の資金調達コストを引き下げ、低利の融資を実現しています。

※信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける時、その債務を保証し、融資を受けやすくするとともに、万一、中小企業者が借入金を返済できなくなった場合は、当該中小企業者に代わって金融機関へ返済します。このため、融資利率とは別に信用保証料の支払いが必要となります。なお、県では「選ばれる青森」への挑戦資金（一部を除く。）や経営安定化サポート資金「災害枠」の一部を対象に信用保証料の補助を行っています。また、一部市町村では特定の資金について信用保証料や利子の一部又は全額の補助を行っています。

■利用できる方

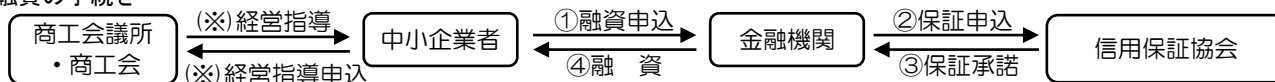
ご利用いただけるのは、原則として、県内に事業所を有する中小企業者です。

中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する会社、個人、組合、特定非営利活動法人及び医療法人等で、以下の資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば該当します。ただし、農林漁業や風俗営業飲食業等を除きます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(旅館業・ゴム製品製造業等の業種、組合、特定非営利活動法人、医療法人等については、別に定められています。)

■融資の手続き



○融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

○ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

(※)商工会議所等への経営指導申込は、経営安定化サポート資金のみ必要となります。

■条件変更（融資期間の延長）について

県制度資金の既存借入に係る条件変更を行う場合、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて最長5年間延長することが可能です。（令和4年3月末まで）

※条件変更の可否については、取扱金融機関等の審査により決定されますのでご了承ください。

■保証料率（県信用保証協会）

1. 「選ばれる青森」への挑戦資金、経営安定化サポート資金、事業活動応援資金

(1) 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、原則として財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(2) 中小企業信用保険法に規定する特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率が適用されます。

(例：セーフティネット保証4号は0.95%、セーフティネット保証5号は0.86%など。なお、セーフティネット保証を利用するには市町村長の認定を受ける必要があります。)

(3) 割引適用

担保提供がある場合や会計参与の設置状況を確認できる場合等に割引適用があります。

2. 経営力強化対策資金

(1) 責任共有制度の対象の場合は、原則として、上記1(1)の表において一区分低い料率（⑨を除く。）が適用されます。

(2) 責任共有制度の対象外の場合は、原則として、下表の区分の料率を適用します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

(3) 上記1と同様、割引適用があります。

■担保・保証人

担保は必要に応じて徴求します。保証人は原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。（※）

※代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たす場合は不要となります。（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

■取扱金融機関

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫

■問い合わせ先

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368

県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354

青森県融資制度

検索